複写できる範囲(さいたま市図書館複写取扱要領別表)

図書

書籍(単行本、文庫本、叢	1作品を1つの著作として扱う。
書)	1作品で構成される書籍は1冊の半分以下。
	1作品が複数冊にわたるもの(上・下等)は、1作品の
	半分以下。
書籍(全集、選集、短編	複数の短編や論文から構成される書籍は、個々の作品や
集、論文集)	論文を1つの著作として扱う。
	1作品、1論文等を1つの著作として扱う。個々の著作
	の半分以下。
事典、辞書	著者が明示されている場合は、1項目を1つの著作とし
	て扱う。 1 項目の半分以下。
付録(型紙、旅行ガイドの	個々の付録の半分以下。
地図等)	
俳句集、短歌集、詩集、歌	1作品を1つの著作として扱う。個々の著作(1首、1
詞集	句等)の半分以下。
	同一紙面に複写対象以外の部分が不可避的に複写されて
	しまう場合は、「複製物の写り込みに関するガイドライ
	ン」に基づき複写可。
譜面集	1曲を1つの著作として扱う。収録されている個々の譜
	面の半分以下。

逐次刊行物

雑誌最新号	収録されている1記事、1論文を1つの著作として扱
	う。個々の記事の半分以下。
雑誌バックナンバー	1冊の半分以下であれば個々の記事の全部分。個々の写
	真・絵・地図・譜面等も複写可。
	相互貸借で借受けした資料は不可。
付録	個々の付録を本誌の1記事、1論文として扱う。
新聞縮刷版	書籍として扱う。1冊の半分以下。
新聞最新号	収録されている1記事、1論文を1つの著作として扱
	う。個々の記事の半分以下。
	朝刊と夕刊は分冊として扱い、夕刊が発行されても朝刊
	は最新号の扱い。
	発行日の翌日になれば朝刊夕刊とも複写可。
新聞バックナンバー	個々の著作の全部分。全紙面の半分以下。
新聞マイクロフィルム	個々の著作の全部分。
	1巻を1冊として扱う。1巻の半分以下。

地図

地図帳、区分地図	書籍として扱う。 1 冊の半分以下。
地図帳(昭文社)	1枚(見開き両頁)を1つの著作として扱う。見開きの
住宅地図 (ゼンリン)	半分以下。
国土地理院が発行、管轄の	全面複写可。
地図	国土地理院発行の地図を加工した地図は含まない。

写真集・絵画集

写真集、絵画集	個々の作品の半分以下。
写真、絵画(1枚もの)	
カット集	1冊の半分以下。ただし、複写可と表示のあるものはす
	べて可。

電話帳・時刻表

電話帳	1冊の半分以下。
時刻表	1冊の半分以下。
	最新号の記事は、個々の記事の半分以下。

CD・DVD・VHSの解説書等

ジャケット	写真や絵画に準じて扱い、個々の作品の半分以下。
バックインレイ	曲目等書誌情報が書かれてあるものは、複写可。
解説書 (歌詞集)	1冊を1つの著作と見なし、解説書の半分以下。
別冊、付録等	書籍に準じて扱い、1冊の半分以下。

さいたま市の刊行物 (市に著作権が帰属するもの)

市報、図書館報、要覧等	全部分複写可。
-------------	---------

法律・判例・官報

法律、判例、官報、白書等	全部分複写可。
--------------	---------

その他

さいたま市図書館が契約す	複製物の提供について許諾、又は契約要件の範囲内にお
るオンラインデータベース	いて複写可。印刷(プリントアウト)のみ。ダウンロー
	ドは不可。